

22 農地保有合理化促進事業（特会）

【(所要額) 1, 140 (971) 百万円】

対策のポイント

農地保有合理化事業の円滑な実施に向けた取組を支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の体質強化を図るためには、小規模で分散している農地を集積し、経営規模の拡大を促進することが重要です。
- ・このため、農地保有合理化事業（規模縮小農家等から農地を買い入れ、意欲ある農業者に売り渡す事業）を支援します。

政策目標

農地保有合理化法人が売買等により年間1万haの農地を集積

<主な内容>

1. 指導推進整備費

都道府県による農地保有合理化法人に対する指導、(社)全国農地保有合理化協会による農地保有合理化法人への農地の買入れ等資金の無利子貸付に必要な体制整備等を支援します。

2. 業務費

農地保有合理化法人が農地利用集積円滑化団体と連携して農地保有合理化事業を実施するために必要な活動費や農地の売買に伴う契約書作成、測量及び登記申請等に必要な経費を支援します。

3. 事業費

(1) 土地買入資金助成費

(社)全国農地保有合理化協会が農地保有合理化法人に対して農地の買入れ等資金を貸し付ける場合、貸付金の原資を金融機関から調達する際の利子を助成します。

(2) 農地継承円滑化事業助成費

当面受け手のいない農地を維持・管理しつつ、良好な状態で意欲ある農業者へ円滑に継承するため、農地保有合理化法人が行う緑肥作物栽培等の管理耕作や特産農作物普及のための試験栽培等に要する経費を支援します。

(3) 経営再生支援事業助成費

経営困難に陥った農業者の農地・施設等を農地保有合理化法人が買い入れる際に、売渡しを受ける意欲のある農業者の農業経営を勘案した適正価格で売渡しを行うための査定に要する経費を支援します。

また、買い入れた農地等の生産性を低下させないように、農地保有合理化法人が一時管理する際の経費を支援します。

補助率：定額、7/10、6/10、1/2以内
事業実施主体：都道府県、(社)全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人

[お問い合わせ先：経営局農地政策課 (03-6744-2151 (直))]